

「表外漢字字体表」の情報交換上の意義

豊島正之¹ (1998年9月22日・国語施策懇談会)

- 1 表外字字体表の二つの性格
- 2 異体字に関する規範
- 3 字体差の弁別に関する規範
- 4 字体差と「いわゆる康熙字典体」の問題
- 5 字体統計表と試案の字体差規範設定との関連
- 6 略字体の問題

以下では、次の略称を用いる。

「試案」	「第21期国語審議会 新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」(冊子版)所収「表外漢字字体表試案」(平成10年6月、文化庁)
「前文」	同上「字体表の前文」
「本表」	同上「本表」
「参考表」	「参考1 検討対象の表外漢字一覧」
「デザイン差例」	「参考3 表外漢字における字体の違いとデザインの違い」
「頻度表」	「漢字出現頻度数調査」(平成9年11月、文化庁文化庁国語課)

1 表外字字体表の二つの性格

試案は、

1. (前文) 表外字全てに対して「いわゆる康熙字典体」を字体の規範とし、
2. (デザイン差例) 表外字全てに適用される、字体差とデザイン差の別の規範を示し、
3. (参考表) 一般の文字生活の範囲として必要且つ十分な範囲で標準字体を示し、
4. (本表) 更に、許容される簡易慣用字体を加えた

ものである。このうち、「いわゆる康熙字典体」は、試案では所与のものとして扱われているので、試案が定める規範は、次の二種類となる。

- A. 字体差とデザイン差に対する判断と選択の規範
- B. 略字を許容するか否かという異体字使用の規範

つまり、試案の規範は、字体の弁別性を定め、その上で弁別される異体字の統合を図るという、二段階のものである。これは、国語審議会第2委員会(第14回)議事要旨(平成10年2月16日)に見える次の発言からも伺える。

我々が目標としているのは一般の人の日常生活にかかわる表外字の字体の標準を決めることである。現在までの検討の結果、いわゆる異体字の関係にあるものと、デザイン差の関係にあるものの二つがあることが分かってきたので、それらを区別して取り出し、整理して示すのがよいだろう。

2 異体字に関する規範

異体字に関する記述は、文字の意味記述を避けて通る事はできない(胃・胃の使い分け指示を、音を与えるだけで済ませるのは無理)。異体字対応表が「この字はこの意で用いよ」という制限的な性格を帯び得るのは、文字表の制限的な運用に於てのみである。

今回の本表は「よりどころ」を示すものであり、制限的運用の意図が無いのであるから、たとえ異体字対応に規範を設定しても、本表に掲出されない字体によって行なわれる用法・又は本表の字体の別用法に就ては、本表は何の拘束力も持てない。

類形異字はこの典型で、試案は「柿」(木部5画)に「シ」の音を与えているが、これだけでは、依然としてこれを「こけら」に用いる用法(少なくない)は排除されないし、一方、(正真正銘の康熙字典体である)柿の利用も排除されない。制限的な性格を持たせないまま効果的な異体字対応を規定する為には、国語審議会が字書を作らなければならない。

¹東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助教授 (mtoyoy@aa.tufs.ac.jp)

従って、今回の本表の「簡易慣用字体」欄は、異体字対応表というよりも、想定される異体字対応に基づく異体字禁止表という性格を帯びていると理解する事が出来る。

「試案」の「簡易慣用字体」欄は多くが空白であるが、「問題点」欄を勘案して、そこに「利用を禁止する簡易慣用字体」を想定すれば、異体字禁止表になる。

例えば「しんにゅう」の欄に一律に一点しんにゅうを置き、「壙」には「塚」、「鶯」には「鶯」、「讚」には「讚」、「諫」には「諫」を想定した上で、特に「簡易慣用字体」が示されている「讚」以外では、これらの「想定簡易字体」の利用が禁止されている、と読む事になる。

こうした「異体字禁止表」としての理解が正しければ、「よりどころ」という表現を更に一歩進めて、抑止の形で明示的に規範を記す方が、一層明確に意図を伝え得るかと思われる。

3 字体差の弁別に関する規範

3.1 字体差とデザイン差

字体小差のうち、何をデザイン差とみなし、何を字体差とみなすかの、文字の弁別に関する規範は、情報交換の立場からも、是非とも明確化が欲しい処であり、「デザイン差例」は、その渴を癒すものとして歓迎される。

世上の字書類には、「八屋根」の延び、「筆押さえ」の有無等をすら、旧字体・新字体の差と結び付けるものがある³一方、「舟月・肉月・月月」を部首統合して仕舞う字書も増え、何を字体差に位置付け、何をデザイン差として許容するかには、かなりのゆれがある。(公開されている審議会第2委員会議事要旨でも「立」の第1画、「牙」の第2画、「戸」の第1・2画の接触等がデザイン差か否かに就て、精細に議論されている)。

こうした線引きこそ、人為的な言語規範設定の出番であって、国語審議会による規範設定は、待望久しいものであった。

3.2 例示による記述の限界

現在の「表外漢字における字体の違いとデザインの違い」は、尚例示に留まっており、且つ、表外字全てを対象にするには、いささか簡潔に過ぎ、例示されない差に就ては、判断に苦しむものがある。例えば、肉月と(日月の)月の区別は(参考表の「いわゆる康熙字典体」を見るに)デザイン差とされている様だが、明記は無い。

殊に、本表とデザイン差例とで問題点・着目点の表現が同一である「画の長短・接触」「点画の方向」では、より精細な記述が無い限り、字体差・デザイン差の判断が付かないケースが多々ある。本表194「簾」は「点画の方向」の字体差であるが、「兼」の1・2画を指すのか竹冠を指すのか、本表の竹冠字が全て他の問題点と複合しているだけに、分かりにくい。34番「詮」は、「全」の「人屋根」「入屋根」の問題であろうが、明記はされていない。

31番「訛」は、同様に、「化」第3・4画の交わり(抜け)に着目するのであるが、とすれば、これは「交わるか、交わらないか」のデザイン差に該当しない事になる。

因みに17年前に常用漢字表に追加された「靴」では「ヒ」が抜けない方が採られており、且つ「著しい差異のないものは省いた」(常用漢字表前文)とされる「いわゆる康熙字典体」の別掲が無い。従って、「靴」では、「ヒ」の抜けの有無は、「いわゆる康熙字典体」との著しい差異を発生させないものと認識されている筈である。

「靴」の「化」では「いわゆる康熙字典体」との著しい差異は無いが、一方、「訛」の「化」では「いわゆる康熙字典体」との差異を持つ別の字体があり、しかもその明示はしない、という本表の書き方は、やや込み入って理解しにくい。こうした場合は、使用を禁止する別字体の例が明示的に掲げられるか、それなりの説明があれば、紛れが無いであろう。

3.3 JIS 漢字の包摂規準との関連

JIS 漢字の包摂規準は、こうした部分字体に就て、文字コードの区点位置(文字のビット表現)への写像の規則を定めたものであって、字体規範(基準)ではない。文字コード規格が、字体規範に沿った規格でなければならぬ

³いずれも、試案のデザイン差例ではデザイン差。

のは自明の理である。従って、文字の情報交換に当っては、こうした字体弁別の規範自体が明細化される事は、必須の事項である。その意味から、字体差・デザイン差の記述の、規範としての一層の充実と精密化を期待するものである。

3.4 試案に準拠した JIS 漢字へ

JIS 漢字 (日本工業規格に定める漢字符号、JIS X0208:1997「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化漢字集合」)も公文書であるから、(将来の)国語審議会答申に準じた字体を用いる必要がある。JIS X0208:1997は、(規格6.6.4の29区点位置以外は)本表の全ての標準字体を、それぞれ現存区点位置に包摂する包摂規準を明示しているので、例示字体に標準字体を採用するだけで、試案に沿った規格とする事が出来る。

変更される例示字体は、規格に明示された包摂規準に定める範囲内であるから、従来の入・出力機器の規格適合性には全く変更・影響が無い。(技術的変更点が無い)。このため、現在までの資産の蓄積を損なう非互換変更にはならない。規格の例示字体には規範性はないので、例示字体の変更による入・出力装置の改変は、規格適合性の面からは、一切不要である。

一方、現在の平成明朝体に倣った出力機器・フォントは、(将来の)国語審議会答申に適った出力を行なうためには、字形設計をやり直すコストが生じる。これは、平成明朝体が答申のそれと一致しない限り必ず生じるものであって、避けられない。十年前に平成明朝体を採用した90JIS漢字を、十年後の国語審議会答申の字体規範を予見しなかったと責める事は出来ない。当時、表外字に対する確固たる規範が与えられていたなら、JIS漢字は当然それに従っていた筈である。

尚、本表の簡易慣用字体のうち、「臈」の草冠が左に延びた字「𪛗」だけは、X0208:1997では表現出来ない。このため、29区点位置と併せて、追加が必要となるであろう。これは、現在開発中の、新JIS漢字(第3・第4水準拡張)⁴で追加する予定である。因みに、「臈」は、本表に、唯一複数の簡易慣用字体が掲げられた例である。

3.5 ゆるやかな規範設定

国語審議会第2委員会(第15回)議事要旨(平成10年3月3日)に次の発言がある。

当用漢字、常用漢字の流れでは1字種1字形ということ came が、表外字についてはそれでは済まず、1字種につき複数の形を認知できる力を付ける必要があるということになる。その具体的な在り方を、表外字の字体を考えることを通して我々が模索しているということではないか。

もし、これが審議会の意図そのものであるなら、是非、そのようなゆるやかな規範としての記述をして戴きたいものである。字体の弁別の規範が与えられないために、残念ながら、極端に硬直化した字体認識が行なわれる事もあるやに聞く。審議会による、ゆるやかな、許容度の広い規範の設定は、こうした不幸な事態を一掃するであろう。

4 字体差と「いわゆる康熙字典体」の問題

4.1 「いわゆる康熙字典体」の収束の問題

今回の試案は、「いわゆる康熙字典体」を、「明治以来の伝統的な印刷文字字体(康熙字典に掲げる字体そのものではないが、康熙字典を典拠として作られてきた明治以来の活字字体)」と定義し、且つ、検討対象とした978字全てに、その字体による字形を掲げているので、「いわゆる康熙字典体」を無定義で、しかも一部の字にだけ掲げていた常用漢字表より、格段に明確化が進んでいる。

試案は、康熙字典を金科玉条としなかった。康熙字典は、「内府本」(所謂殿本)の中ですら版・刷による字体差が少なからずあり、金科玉条とするには、本文が不安定である。字体をあくまで慣用に基づくものとする試案の定義は、言語の実態を踏まえて、極めて明快である。

⁴<http://jcs.aa.tufs.ac.jp/jcs/> を参照。

尚、念の為に一言するが、「いわゆる康熙字典体」が「康熙字典」の字体と異なる事は、草冠一つをとっても明

らかである。「康熙字典」が明示的に「いわゆる康熙字典体」に反対している例としては^(本表)嘘^(内府本)が著名で、その他、本表の字体とは、俱俱、薇薇、警警、柵柵、逞逞、汲汲等に食い違いがある。

4.2 「いわゆる康熙字典体」の選択と頻度表

「いわゆる康熙字典体」を慣用の結果として定義した場合、果たして、その「伝統的」の語が含意する様に、(デザイン差は統合した上で)字体が期待通りに収束するかには、疑問も残る。

試案が選択する標準字体は、字体の頻度の如何に拘らず常に「いわゆる康熙字典体」の方である。(略字体の方を意図的に標準字体とした「餅」「嘩」等、小数の例外はある)。頻度が用いられるのは、略字体を許容するか否かの判断に於てだけであって、(現在の試案の段階では)標準字体の選択には頻度は関わっていない(将来変更される余地はあるであろう)。

「いわゆる康熙字典体」は(定義によって)慣用に従うものであるが、慣用の一端を示す頻度調査の調査とは、必ずしも一致しない。頻度表にある「いわゆる康熙字典体」と「略字体」の頻度が逆転する下記の様な例でも、(頻度の少ない)「いわゆる康熙字典体」の方が、標準字体に選択される。「叱」は頻度差が極端だが、非標準字体は許容字体にすらなっていない。

	標準字体	非標準字体
楯	21 (4331)	587 (2172)
曾	1074 (1790)	1178 (1739)
蘆	275 (2606)	1461 (1597)
襦	507 (2237)	1172 (1743)
叱	13 (4655)	455 (2309)

因みに、こうした逆転・拮抗は常用漢字・人名用漢字(許容字体表所収字を除く)にもあり、政令字体といえども、この程度の字体小差では、印刷字体が揺れている事が分かる。

	政令字体	非政令字体
逝	202 (2806)	305 (2546)
迪	118 (3116)	126 (3115)
蓮	1644 (1532)	2638 (1269)
褐	1437 (1608)	1200 (1723)

本表の内、頻度表で字体小差の種類が恐らく最も多いのが、182番「廐」で、

部分字体	广				厂				
	A	A	B	B	A	A	B	B	X
皂(A)・皂(B)	A	A	B	B	A	A	B	B	X
叟(A)・牙(B)	A	B	A	B	B	B	B	B	B
牙4画・牙5画	-	B	-	A	A	B	A	B	B
(JIS) 試案	廐(54-94) 廐(54-93)				廐(17-25)				
	標準				簡易慣用				
凸版	11				24				
凸版51年					1				
凸版50年					2				
大日本	8				1				
共同	4				1				
					21				
					9				

(牙4画・牙5画は、「デザイン差例」にデザイン差認定)

と凸版/大日本・共同で第一位字体が異なる程である。ここでも、本表の標準字体の選定は、説文の説く字体に依って頻度に依らず、一方簡易慣用体は頻度によって選定されている。

この「皂/皂」には問題が多く、市販の軟膏の効能書きにもよく登場する癬(皮膚疾患の総称、X0208に無く参考表にも見えない)の字体設計に対して、「いわゆる康熙字典体」の一言で規範が混乱無く与えられるとも考えにくい。尚、癬は、東洋医学の分野から新JISへの追加要求が出ており、様々な字体の変異が既に蒐集済である。

こうした「いわゆる康熙字典体」の選択に関する試案の判断は十分に理解出来るものであって、確かに、叱とは元来別字の叱(クウ)体の方を(如何にそちらの頻度が遥かに大きいとはいえ)「いわゆる康熙字典体」と呼ぶのは、非常に抵抗がある。慣用という定義だけに基づけば、近時の濫用でもない叱体は、確かに慣用体なのであるが。

従って、試案本表の判断には、慣用という定義に加えて、実は字源に遡った認識も加味されている筈であり、「閏」「𪛗」「𪛘」等がこれに該当する。(片方が意義不詳字の「𪛗」は別として、「𪛘」「𪛙」は用例を得ない限りはどちらを意図した植字が分からないし、「閏」も同様、この点では「柿」も同)。つまり、「いわゆる康熙字典体」は、慣用だけで定義するにはやや安定を欠いている様で、「いわゆる康熙字典体」は別原理(いわば「漢字の常識」)も加味して規定されるものである。とすれば、それも明記されていれば、一層理解し易いであろう。

こうした「明治期以来の伝統的字体」の慣用については、審議会に於て、史料に基づいた更に一段と精細な研究が進められていると仄聞するので、その成果に期待するものである。

5 字体統計表と試案の字体差規範設定との関連

5.1 頻度表の調査時・印刷時の字体差認定の差の問題

印刷会社は、要求された字体を、適宜自社字体に置換えて植字・印刷する。印刷会社が字体差を認識しなかった字体は、頻度表では頻度が計上されず、字体が統一されている様に見える。この字体差の認識規準が共通していない場合、こうした統一は見掛け上のものであり、実際には、出力された文字の背後に多くの字体の変異がある事になる。

こうした事情があっても、印刷された出力(字形)自体は確かに印刷会社のその字形であるから、試案の依拠した頻度表は、出力の統計としては十分に意味がある⁵。しかし、頻度表自体も一つの印刷物であるため、上記の様な字体置換・植字のプロセスを辿り、その結果、計量された字体と計量の値との対応が危うくなる可能性も無いではない。

「卉」(本表 124) は、

	卉	卉
凸版印刷昭和 50 年調査		27 回 (2645 位)
凸版印刷昭和 51 年調査	27 回 (2767 位)	
凸版印刷平成 9 年調査	184 回 (2865 位)	

と、昭和 50 年/51 年の間に字体が全く入れ替わっている。これは、昭和 50 年 51 年の一年で印刷物に一斉に康熙字典体へのシフトが起こった可能性もあろうが、寧ろ、報告書が、昭和 50 年は卉で、昭和 51 年は卉を用いて印刷されただけで、頻度統計としては実は同じものである(結局、どちらの字体を計量したのか分からない)と見る方が、自然ではなからうか。

この様な現象が他にも起こっているとすると、こうした「印刷に回った」統計が、字体の統計資料としてどの程度有効か、疑問も生ずる⁶。統計表だけではなく、(一部であっても)対応する実際の用例・出力物を蒐集すれば、こうした問題は防ぐ事が出来よう。

5.2 サンプルの問題

今回の調査は、新聞からサンプルを採らず、教科書も除外している。この結果、今回のサンプルの「頻度」によって「一般の文字生活の範囲として必要且つ十分」が判断可能かには、多少の疑問が残る。

例えば、「瀟紙」の「瀟」字は、凸版平成 9 年調査で瀟が頻度 76、汜 頻度 0 であるが、汜は、実際には、化学、生物などの高校の教科書に少なからず出現する字であり⁷、又、文部省の定める学術用語集でも用いられている。

⁵この頻度表は、印刷会社の頻度表を単に集めたものではなく、巻頭に文化庁国語課による簡潔ではあるが極めて重要な要約表があって、全調査の展望が可能になっている。この空前の研究成果が、電子媒体等で広く公開されていないのは、極めて残念である。

⁶平成 9 年の資料は、CTS データから直接製版されたものかと推測され、それならばこうした問題は少ないが、それでもフォント・サイズ等に固有の字体差は見えなくなった筈である。

⁷JCS WG2 委員会の教科書皆調査の結果による。http://jcs.aa.tufs.ac.jp/new-jis/ を参照。

沈殿→汙過

実教出版「土木計画」p.218

左図の教科書(平成7年3月15日文部省検定済)の印刷者は、凸版印刷株式会社(平成9年2月20日印刷)であるから、もし頻度表のサンプルが教科書にも及んでいれば、汙の凸版頻度は0にはならなかった筈である。

文部省学術用語集と現行法令の漢字は悉く採録する方針の新JIS漢字は、勿論、汙も採録を予定している。

6 略字体の問題

6.1 略字体の認定規準

略字体(拡張新字体)を「簡易慣用字体」と認めるか否かの問題への試案の規準は明快で、優勢な用例(凸版順位4,500以内)があれば選定対象とし、無ければ認めない、という用例主義である。「塙」(第3,230位に異体字があるが認定無し)、「俱」(4,447位)、「柵」(4,498位)等、4,500以内であっても認められないものもあり、規準が完全に機械的に運用されている訳ではないが、「気分や好き嫌いでもなされたといった趣」⁸等という批判は当たらない。尚、用例は十分であっても略字体ではないものは認められない。例えば「奔」に対して第4,140位に「犇」があるが、認められていない。「叱」は前述。

しかし、「一般の文字生活の範囲として必要且つ十分」な表外漢字に字体の「よりどころ」を与えるという本来の目的からすれば、用例数の多寡は、必ずしも決定的要因ではないのではなかろうか。

頻度表は文脈が無視されているから、当該略字体を用いる文脈がたまたま少なければ、用例は優勢にならない。「略字体」を用いる文脈が特定されている場合に、これは結果に影響する。略字体の文脈が特定されるとは、端的には、本表が(仮想)異体字とするものが既に異体字ではない場合である⁹。

本表209番「冑」は「甲冑」の用例がたまたま多ければ「冑」が優勢になる。(冑・冑は本来別字なので、使い分けられる)。本表91番「檣」は、高知県高岡郡梶原町役場が「檣」を用い、自治省が「檣」を用いると報告されている¹⁰から、(これは冗談だが)梶原町役場からの多種大量の印刷物受注があれば、凸版頻度表で「檣」の頻度が上がり、本表で「檣」が認定されていた筈である。本表46「檜」「桧」に至っては、(JIS漢字の1983年度改訂による非互換変更の結果)著者がどちらを意図したかも判然としないまま、たまたま使用するマシン環境に依存して計量された可能性すらある。

6.2 部分字体認識の問題

規範として、略字体を「簡易慣用字体」と認知すべきか否かの問題は、ひとまず置く。

しかし、たとえ「簡易慣用字体」という認知が行なわれなくとも、略字体が、言語使用者に容易に理解されているという言語上の事実を無視する事は出来ない。

部分字体概念によって文字を組み替える理解は、言語内に確かに存在し、籌に対する籌、濁に対する濁等にも、拡張新字体だけではなく中世以来の用例があり、現代でも、人名・地名では、略字体がしばしば登場している。

こうした、部分字体概念による組み替え理解が存在する以上、字体規範を、同一部分字体に対しては一貫させて理解しようとするのは、自然な結果である。(新しい字体規範を創り出す「拡張新字体」は全く別問題であり、扱わない)。

本表自体が「問題点」として部分字体を括り出して記述している「しんにゅう」「示へん」に就て見れば、「遡」「辻」のみが1点しんにゅうの簡易慣用字体を認められ、他の全ての表外字が2点しんにゅうでなければならぬ理由は、「平成9年凸版印刷順位4,500位以内に1点しんにゅう字体があったのが、これら二字だけだったから」という事に尽きるが、これを「しんにゅう」という部分字体に対する字体規範として理解し・運用するには、やや無理があるのではなかろうか。「祇」「祀」には「ネ」字体も認められ、「榊」「祓」が「示」字体しか認められないのは、「榊」の「ネ」字体の凸版順位が第4,601位、「祓」が4,645位だったからであるが、頻度は、第4,500

⁸石井庸雄(1998.7.22)朝日新聞朝刊4面[12版]署名記事。

⁹「裏」「裡」は、異体関係を解消しつつある実例。

¹⁰芝野耕司(1997)「JIS漢字字典」p.267

位の頻度 16 に対し、4,601、4,645 位は、それぞれ 14、13 と、大差無い。(勿論、何等かの線引きは、常にこうした問題を伴うものではあるか)。

更に、固有名詞の情報交換では、規範的な字体ではないからという理由だけで略字体を無視する事は出来ない。そして、言語の情報交換が、固有名詞を無視する事は出来ないのである。

本表 91 番「櫛」に戻れば、辞書類を別にすれば、国内の用例としては人名(栲木(ウツギ)・櫛木(ウツキ)、白栲山(カシヤマ)・白櫛山(カシヤマ)、栲木(ユスキ)・櫛木(ユスキ))、地名(栲原(ユスハラ)・櫛原(ユスハラ))位しか見当たらず、この字に、固有名詞以外のどのような用法が想定されているのか、よく分からない。

こうした、固有名詞用法が優勢な字には、本表 215 字の内では、他に、蔣、祁、飫、瀨、(穎、鄭、甌も?)がある。又、一連の草木名・魚名も、確かに動植物名としての用例もあろうが、実は固有名詞用例も少なくないのではと推測する。

試案は、「一般の文字生活の範囲として必要且つ十分」な文字の範囲を設定しているが、適用範囲から固有名詞を除外するのであれば、これらの固有名詞傾斜字は、実は「必要」ではない可能性もあろう。

一方、略字体の認知の根拠とされている用例の優劣は、直接は頻度表に基づいており、その頻度表では固有名詞用例は全然除外されていないのであるから、こうした手続きで略字体を認知する以上、固有名詞字を一律適用範囲外とする事が果たして整合するか、若干の疑いも残る。

試案が頻度表を判断規準に用いた事には相当の合理性があると信じるが、それと適用範囲との間には、尚若干の調整を要する様にも思われる。又、試案自身が、部分字体を括り出す形での記述を行なった部分に就ては、それに応じて、それぞれの部分字体に対する一貫した規範を設定する事も、理解・運用を容易にする一案としては、考え得るのではなからうか。

豊島 正之(とよしま まさゆき)

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助教授

1955 年生れ

符号化文字集合調査研究委員会 (JCS) 委員・同第 2 分科会 (漢字担当)WG2 幹事

研究 キリシタン文献の文献学的研究、文献学的データの情報処理

著書・論文

「キリシタン版ぎやどぺかどる 本文・索引」(清文堂出版)、「JIS 漢字字典」(芝野耕司著、池田証壽、笹原宏之と共に編集協力、日本規格協会)、「ロドリゲス文典の音声記述 — 自筆写本類を資料として」(「築島裕先生古稀記念国語学論集」、汲古書院)、「電子化テキストの国際的共有」(国語学 178)、「聖書の翻訳から見たキリシタン文献」(青山学院総合文化研究所年報 1)、「JIS に無い字」をめぐって」(しにか 3-2)、等。